

東京都北区立学校適正配置における統合のルールに関する要綱

平成 15 年 7 月 8 日
15 北教教第 3 号
教 育 長 決 裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、東京都北区立学校適正規模等審議会第二次答申に基づく東京都北区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正配置（以下「適正配置」という。）を進めるに当たり、統合のルール（以下「ルール」という。）を定めることを目的とする。

(ルール)

第 2 条 ルールは、次のとおりとする。

- 一. 統合は、学校の規模（校舎及び校庭の面積、児童又は生徒の数等をいう。）及び設置時からの経過年数（以下「校歴」という。）にかかわらず、対等統合とすること。
- 二. 統合校は、新校とすること。
- 三. 新校の校名、校歌及び校章は新たに定め、校歴は新校設置の時から起算すること。

(関係者における合意の尊重)

第 3 条 適正配置に係る関係校の児童又は生徒の保護者等において前条第三号と異なる合意がなされた場合には、同号の規定にかかわらず、当該合意を尊重するものとする。

付 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 8 日から実施する。